

原管 P 発第1305294号
平成 2 5 年 5 月 2 9 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長職務代行 副理事長 辻倉 米藏 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 7 条第 3 項の規定
に基づく保安規定の変更命令について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成 2 5 年 1 月 3 1 日に貴機構から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 1 号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 1 号）」に対する結果報告について（平成 2 5 年 1 月 3 1 日 2 4 原機（も）6 3 5）」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 2 号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 2 号）」に対する結果報告について（平成 2 5 年 1 月 3 1 日 2 4 原機（も）6 3 6）」の提出を受け、同年 2 月 1 4 日から 1 5 日までの立入検査及び平成 2 4 年度第 4 回保安検査等を通じて、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において、組織的要因等根本原因分析結果及び再発防止対策に関し、虚偽の報告は認められないものの対応が不十分であることを確認した。また、当委員会の指摘を受けるまで、貴機構が点検時期の超過を認識し改善に取り組みなかったことから、貴機構の安全文化が劣化していることを確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、もんじゅの保安活動を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更の必要があると判断する。

このことから、貴機構に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、もんじゅについて、安全文化の劣化等に対し、組織的要因の問題等の根本原因分析をやり直し、再発防止対策の見直しを行うとともに、組織内における役割分担並びに責任及び権限を確認した上で、下記を踏まえ、保安規定の変更を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること。
- 2 コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること。
- 3 経営層及び発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること。
- 4 経営層から現場に至るまで意識の共有化を図ることができる組織を構築すること。

以上